

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

平成30年1月17日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人アート

(2) 代表者名

古屋 祥宏

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区西九条針小路町21番地 麗山東寺101

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都市内ならびにその近郊に居住する障害種別を問わず、日常的社会的生活をより豊かなものにするために、重度障害者がこの社会の中で、住み慣れた環境・住み慣れた地域の中で、差別・虐待がない社会造り、自らの自主性を発揮して、真に人間的な生活を送れるかについて考え、その実現を目指す活動を行うことにより、一度失った一人の「人」としての権利の回復を目的とする。

2 申請年月日

平成30年1月10日

(文化市民局地域自治推進室)